

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年3月9日 15時30分ごろ
発生場所	関門港 ^{ひびき} 響新港区 響新港東1号防波堤西灯台から真方位182° 1.6海里付近 (概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 46.4′)
事故の概要	貨物船 ^{ばいてん} 敬天は、離岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 敬天、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134625、双葉海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷中央部外板に凹損等 岸壁 コンクリートに破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 6、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 福岡県北九州市には、3月5日22時45分に波浪注意報、8日 20時35分に強風注意報がそれぞれ発表されており、本事故時も継 続中であった。
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、スクラップ約800tを積載 し、沖縄県 ^{まんなかぐすく} 金武中城港に向け、左舷着けしていた響新港区の岸壁を 離岸しようとしていた。 本船は、右舷方から強い風を受ける状況下、船長が、タグボート を使用しなくても離岸できると思い、110°（真方位）方向に4節投 入していた右舷錨を揚錨しながらバウスラスト及び主機を適宜使用し て離岸を開始した。 本船は、右舷錨を約半節揚錨したとき、船長が、船尾が左舷方に圧 流されるのを認め、船尾と岸壁との強い接触を避けて再度着岸しよう と錨鎖を伸ばしたところ、左舷中央部の後端付近が岸壁に衝突した。 本船は、再度岸壁に着岸し、損傷を確認した後、運航者の要請によ り来援したタグボートの援助を受けて離岸した。
分析	本船は、関門港響新港区の専用岸壁において、強風波浪注意報が発 表され、風力6の北風が吹く状況下、船長がタグボートを使用するな どして離岸操船を適切に行っていなかったことから、圧流されて岸壁 に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、関門港響新港の専用岸壁において、強風波浪注意報が発表され、風力6の北風が吹く状況下、タグボートを使用するなどして離岸操船を適切に行っていなかったため、圧流されて岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・強い風を受ける場合、風の影響を考慮し、タグボートを使用するなどして離岸操船を適切に行うこと。